**～ 現場代理人の兼任について ～**

　現場代理人は工事現場への常駐が義務づけられていますが、工事現場における運営及び取締りに支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保される場合において、常駐義務が緩和されます。

　当市では、上記に基づき、現場代理人が兼任できる要件等を以下のとおり定めております。

　　　　**要件**

　以下の要件を満たす場合に２件の工事まで兼任が可能

①　請負代金額がいずれも4,000万円未満（建築工事の場合は8,000万円未満）

　の工事、又は建設業法施行令第27条第2項に該当する工事であること。

②　原則として、千歳市（公営企業を含む）発注の工事※であること。

※　例外として、千歳市内において施工される国及び北海道が発注した工事も兼任可能とする。

　　　　**手続**

　それぞれの工事監督員に連絡をしたうえで 「現場代理人兼任届」 に必要事項を記入し、事業庶務課に１部提出すること。

*◎注意事項*

兼任の対象となる工事であっても、工事監督員が工事内容等により兼任を認められないと判断した工事については、特記仕様書にその旨を明示しております。

発注者との連絡体制に不備がある場合や、工事現場における運営及び取締りに支障があると認められる場合、要件を満たさなくなった場合に兼任を取り消すこととします。

現場代理人兼任届

　　　年　　月　　日

千歳市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

受注者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　現場代理人　　　　　　　　　　　を下記の２件の工事に兼任させたいので、届出いたします。

なお、安全管理及び工程管理に万全を期し、常に発注者及び工事現場間の連絡に支障がないようにいたします。

|  |  |
| --- | --- |
| １　発注機関 |  |
| ２　工 事 名 |  |
| ３　工事場所 |  |
| ４　契約金額 | 金　　　　　　　　　　　　　　円 |
| ５　工 　期 | 　　　　 　年　 　月　 　日から　　　 　年　 　月　 　日まで |

（上記現場代理人が現在従事中の工事）

|  |  |
| --- | --- |
| １　発注機関 |  |
| ２　工 事 名 |  |
| ３　工事場所 |  |
| ４　契約金額 | 金　　　　　　　　　　　　　　円 |
| ５　工　　期 | 　　　　 　年　 　月　 　日から　　　 　年　 　月　 　日まで |

　　　 　年　 　月　　 日

現 場 代 理 人 兼 任 取 消 通 知 書

　　　　　　　様

千歳市長　　横 田 　隆 一

①（兼任を取り消す工事）

|  |  |
| --- | --- |
| １　発注機関 |  |
| ２　工 事 名 |  |
| ３　工事場所 |  |
| ４　契約金額 | 金　　　　　　　　　　　　　　円 |
| ５　工　　期 | 　　　　 　年　 　月　 　日から　　　 　年　 　月　 　日まで |

　上記の工事について、以下の理由をもって現場代理人の兼任を取り消すことを通知します。

②取消理由